

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：島根県

○ 病院局

1-1. 全職員のうち【医師】に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97.0 %
全職員	85.4 %

1-2. 全職員のうち【医師以外】に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	98.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.9 %
全職員	91.6 %

2-1. 任期の定めのない常勤職員のうち【医師】に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長級・本庁次長級	—
本庁課長級	—
本庁課長補佐級	101.0 %
本庁困難係長級・本庁係長級	82.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	82.9 %
11～15年	75.3 %
6～10年	87.3 %
1～5年	90.2 %

2-2. 任期の定めのない常勤職員のうち【医師以外】に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長級・本庁次長級	—
本庁課長級	95.3 %
本庁課長補佐級	95.5 %
本庁困難係長級・本庁係長級	98.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	96.6%
26～30年	93.0%
21～25年	94.5%
16～20年	95.0%
11～15年	93.2%
6～10年	98.7%
1～5年	87.8%

【説明欄】

■公表区分について

医師と医師以外の職員とでは給与の差が大きく、また、医師は男女の人数比が8対2だが、逆に医師以外の職員は2対8である。このことから、医師と医師以外の職員を分けて公表を行う。

なお、医師と医師以外の職員を分けずに算出した場合の男女の給与の差異は以下のとおりである。

- ・任期の定めのない常勤職員：61.3%
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員：67.4%
- ・全職員：58.1%

■職員数の換算について

育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員（フルタイム除く）については、勤務時間に応じて職員数を換算している。

■該当者が存在しない項目等について

下記の項目については、男女両方又はどちらかに該当者が存在しない場合、又は一方の職員が1名の場合に該当するため、「—」と記載している。

- ・医師の役職段階別の「本庁部局長級・本庁次長級」及び「本庁課長級」、勤続年数別の「21年目以降」は女性の職員が1名もしくは存在しない。
- ・医師以外の職員の役職段階別の「本庁部局長級・本庁次長級」は女性の職員が1名のみ。
- ・医師以外の職員の勤続年数別の「36年以上」は男性の職員が1名のみ。

■医師における男女の給与の差異について

医師について、女性の給与が男性に比べて低いのは、時間外勤務手当と休日勤務手当の支給額を男女で比較すると、一人あたりの時間外勤務手当と休日勤務手当の合計額の平均額（管理職を除いて算出したもの）において男性に対する女性の割合が低いこと、また、男性に比べ女性の医師の勤続年数が短い、役職者が少ないことが大きく影響している。

※ 任期の定めのない常勤職員の給料については、県の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。